

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正ほか184名

一審被告 関西電力株式会社

## 証拠申出書

平成29年6月23日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

証人赤松純平の証人尋問の申出

### 1 証人の表示

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 みどり法律事務所 笠原 一浩 方  
赤松純平（同行・主尋問60分）

### 2 立証の趣旨

以下の点で、一審被告の地盤調査（地下地質構造調査）及び基準地震動の策定手法には重大な過誤があり、これに対する安全審査には重大な欠陥があること

（1）一審被告の調査方法によっては、本件原発のサイト特性を科学的に十分把握できないこと

（2）不十分な一審被告自身の調査（PS 検層，試掘坑弾性波探査，反射法地震探査）によってさえも、「本件原発の地盤は均質で固いものである」とか「地下に特異な構造はみられない」との一審被告の主張は、科学的根拠を欠くといえること

（3）一審被告は、調査結果の逆解析により地盤モデルを構築する際に、地表から地下約80mの深さにまで低速度層（比較的軟弱な地盤）が広がっているという解析結果を無視し、実際より地盤を強固なものとして過大評価していること

### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

以上

別紙

尋問事項（証人 赤松純平）

- 1 証人の経歴
- 2 地域特性において考慮すべき要素及びその調査方法
- 3 一審被告が基準地震動策定の際に用いた調査方法は、近時行われている他の地盤調査（地下地質構造調査）と比較して、調査範囲及び精度において十分なものといえるか。
- 4 一審被告が行った調査によって、本件原発のサイト特性を科学的に把握することは可能といえるか。
- 5 一審被告は本件原発敷地の地盤は均質で固く、浅部構造に特異な構造は見られないと主張しているが、一審被告による地盤調査（地下地質構造調査）の結果と整合するか。
- 6 一審被告による、本件原発敷地の解放基盤における S 波速度の評価には科学的根拠があるのか。
- 7 一審被告による、微動アレイ探査や地震波干渉法にもとづく P 波速度、S 波速度の評価は科学的根拠を有するものか。
- 8 一審被告が地盤モデルの設定のために行った逆解析の問題点について
- 9 その他、本件に関する一切の事情

以上